

＊北海道公報		発行 北 海 道 編集 総務部人事局 法制文書課 電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)		北海道知事 高 橋 はるみ	
		北海道告示第341号		旭鷹土地改良区、比布土地改良区、愛別土地改良区及び上川土地改良区の合併により、平成18年4月1日、比布土地改良区、愛別土地改良区及び上川土地改良区は解散した。	
		旭鷹土地改良区は、合併後存続し、定款を変更し、名称を大雪土地改良区に変更した。		平成18年4月11日	
		北海道知事 高 橋 はるみ			
目 次		ページ		北海道告示第342号	
告 示				北海土地改良区及び奈井江土地改良区の合併により、平成18年4月1日、奈井江土地改良区は解散した。	
○土地改良区の合併（3件）.....（農業支援課）		13		北海土地改良区は、合併後存続し、定款を変更した。	
○土地改良区連合の解散.....（農業支援課）		13		平成18年4月11日	
○土地改良区の役員の就任の届出.....（農業支援課）		13		北海道知事 高 橋 はるみ	
○土地改良区の役員の住所変更の届出.....（農業支援課）		14		北海道告示第343号	
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）		14		石狩川水系土地改良区連合は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第67条第1項の規定により解散した。	
○土地改良事業の廃止の申請の適否の決定.....（農業支援課）		14		平成18年4月11日	
○土地改良区連合が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可（農業支援課）		14		北海道知事 高 橋 はるみ	
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）		14		北海道告示第344号	
○北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準の一部改正.....（水産経営課）		14		土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南るもい土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。	
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）		15		平成18年4月11日	
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）		15		北海道知事 高 橋 はるみ	
○河川区域の指定の一部変更.....（河川課）		15			
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正（3件）.....（経理課）		16			
支 庁 告 示					
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		16			
札幌医科大学告示					
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		16			
道立紋別病院告示					
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		17			
告 示					
北海道告示第340号					
留萌土地改良区及び小平町土地改良区の合併により、平成18年4月1日、両土地改良区は解散し、新たに南るもい土地改良区が成立した。					
平成18年4月11日					

平成18. 4. 1	理 事 向 桂 作	留萌郡小平町字住吉647番地
同	同 酒 井 清 美	同 字達布775番地の2
同	監 事 菅 原 太 一	留萌市大字留萌村字留萌原野11線14番地の17
同	同 笹 島 道 博	留萌郡小平町字小平町895番地
北海道告示第345号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、てしおがわ土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。		
平成18年 4月11日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
理 事 ・ 氏 名	住 所	
監事の別	変 更 前	変 更 後
理 事 那 須 芳 男	上川郡風連町字豊里941番地	名寄市風連町字豊里941番地
同 榊 原 一 雄	同 字中央1424番地	同 字中央1424番地
同 上 口 秀 夫	同 字中央1282番地	同 字中央1282番地
同 寺 田 厚	同 字瑞生3875番地	同 字瑞生3875番地
同 谷 内 司	同 仲町80番地 1	同 仲町80番地 1
同 深 田 哲 夫	同 字日進3480番地	同 字日進3480番地
北海道告示第346号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。		
平成18年 4月11日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
認 可 年 月 日	土 地 改 良 区 名	
平成18. 3. 31	蘭越土地改良区	
同	門別町土地改良区	
同	沙流土地改良区	
北海道告示第347号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第48条第 9 項及び第 8 条第 1 項の規定により、石狩川水系土地改良区連合の行う土地改良（維持管理）事業の廃止の認可の申請を適当と決定した。		
その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成18年 4月12日から20日間、一般の縦覧に供する。		

平成18年 4月11日	北海道知事 高 橋 はるみ
北海道告示第348号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第57条の 2 第 3 項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の廃止を認可した。	
平成18年 4月11日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
土 地 改 良 区 連 合 名	土地改良施設名 管 理 規 程 の 概 要
石狩川水系土地改良区連合	石狩川愛別頭首工 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	愛 別 川 頭 首 工 同
同	比 布 川 頭 首 工 同
北海道告示第349号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。	
その関係書類は、平成18年 4月12日から20日間、一般の縦覧に供する。	
なお、この変更計画については、同条第 6 項において準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。	
また、同条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。	
平成18年 4月11日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
地 区 名	事 業 の 種 類 縦 覧 場 所
美 帯	畑地帯総合整備 [担い手育成型] （農道、暗きよ、土層改良） 北海道十勝支庁
南 芽 登	農免農道整備 同
北海道告示第350号	
昭和54年北海道告示第3590号（北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準）の一部を次のように改正する。	
平成18年 4月11日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
第 1 の表第 4 号貸付内容の欄に次の 1 事項を加える。	

3 発光ダイオード式集魚灯の設置に要する費用

北海道告示第351号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年4月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 名寄市・上川郡当麻町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課並びに名寄市役所及び当麻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第352号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年4月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 久遠郡せたな町・瀬棚郡今金町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 沙流郡平取町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

平取町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 上川郡新得町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

新得町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第353号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。その関係図面は北海道釧路土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年4月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の2 二級河川庶路川水系庶路川の項図面の欄中「第20号図」を「第21号図」に改める。

北海道告示第354号 平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。 平成18年4月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 2 収納代理金融機関の項忠類村農業協同組合の事項中「忠類村農業協同組合」を「忠類農業協同組合」に改める。 北海道告示第355号 平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成18年5月1日から施行する。 平成18年4月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 2 収納代理金融機関の項鶴川町農業協同組合の事項中「鶴川町農業協同組合」を「鶴川農業協同組合」に改める。 北海道告示第356号 平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成18年6月1日から施行する。 平成18年4月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 2 収納代理金融機関の項歌登町農業協同組合の事項中「歌登町農業協同組合」を「歌登農業協同組合」に改める。	2 落札を決定した日 平成18年3月22日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道ゼロックス株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133 4 落札金額 (1) 賃貸借の基本月額料金（1台当たり） 0円 (2) 8,000枚まで（基本） 1枚当たり 1.05円 (3) 8,001枚～15,000枚まで 1枚当たり 1.05円 (4) 15,001枚～30,000枚まで 1枚当たり 1.05円 (5) 30,001枚以上 1枚当たり 1.05円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成18年2月7日付け北海道釧路支庁告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道釧路支庁地域振興部総務課出納需品係 (2) 所在地 北海道釧路市浦見2丁目2番54号
支 庁 告 示	札 幌 医 科 大 学 告 示
北海道釧路支庁告示第4号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成18年4月11日 北海道釧路支庁長 伊 藤 芳 和 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 落札に係る物品等の名称 複写機等（白黒機）の賃貸借（1台当たりの基本月額料金及び複写料金1枚当たりの単価） (2) 数量 5台	札幌医科大学告示第47号 次のとおり一般競争入札により契約業者を決定した。 平成18年4月11日 札幌医科大学長 今 井 浩 三 1 特定役務の名称及び数量 札幌医科大学医療廃棄物処理業務 2 落札を決定した日 平成18年3月22日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社メディカル・セフティ・システム (2) 住 所 空知郡上砂川町上砂川45番地1 4 落札金額 (1) 感染性廃棄物 1ℓ当たり 金38.0円 (2) 非感染性廃棄物 1ℓ当たり 金25.0円

5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成18年2月7日付け札幌医科大学告示第6号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 札幌医科大学事務局総務課 (2) 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目	ページ 欄 行 3 左 7 誤 平成9年北海道告示第460号 正 平成17年北海道告示第244号 ○平成18年3月24日（第1758号） 北海道告示第247号（農業振興地域の指定の一部改正）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。								
道 立 紋 別 病 院 告 示	ページ 欄 行 57 左 14 誤 平成6年岩見沢市告示第48号 正 平成17年岩見沢市告示第117号 ○平成18年3月31日（号外第8号） 北海道規則第47号（札幌医科大学附属病院使用料条例施行規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。								
北海道立紋別病院告示第6号 次のとおり一般競争入札による落札者を決定した。 平成18年4月11日 北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道立紋別病院（一般病棟を除く）、清掃業務 一式 2 落札を決定した日 平成18年3月22日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社メンティス (2) 住 所 北見市大通西4丁目4番地1 4 落札金額 37,409,400円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告入 平成18年2月10日付け北海道立紋別病院告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立紋別病院庶務課 (2) 所在地 紋別市緑町5丁目6番8号	ページ 欄 行（表中） 5 左 10から15まで 誤 <table><tr><td>1手術につき18,795円（ × ）</td></tr><tr><td>1臓器につき9,240円（ × ）</td></tr><tr><td>電子顕微鏡による検査（加算） 12,600円（ × ）</td></tr><tr><td>免疫抗体法を用いた検査（加算） 3,150円（ × ）</td></tr></table> 正 <table><tr><td>1手術につき20,895円（ × ）</td></tr><tr><td>1臓器につき9,240円（ × ）</td></tr><tr><td>電子顕微鏡による検査（加算） 21,000円（ × ）</td></tr><tr><td>免疫抗体法を用いた検査（加算） 3,675円（ × ）</td></tr></table>	1手術につき18,795円（ × ）	1臓器につき9,240円（ × ）	電子顕微鏡による検査（加算） 12,600円（ × ）	免疫抗体法を用いた検査（加算） 3,150円（ × ）	1手術につき20,895円（ × ）	1臓器につき9,240円（ × ）	電子顕微鏡による検査（加算） 21,000円（ × ）	免疫抗体法を用いた検査（加算） 3,675円（ × ）
1手術につき18,795円（ × ）									
1臓器につき9,240円（ × ）									
電子顕微鏡による検査（加算） 12,600円（ × ）									
免疫抗体法を用いた検査（加算） 3,150円（ × ）									
1手術につき20,895円（ × ）									
1臓器につき9,240円（ × ）									
電子顕微鏡による検査（加算） 21,000円（ × ）									
免疫抗体法を用いた検査（加算） 3,675円（ × ）									
正 誤 ○平成18年3月3日（第1752号） 北海道告示第170号（農業振興地域の指定の一部改正）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。									

